

別表第一（第2条関係）

	バス事業者	<p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「乗合バス事業者」という。）及び同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者（以下「貸切バス事業者」という。）であって、次の各号の全てに該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付申請日において、次のいずれかに該当する者で、交付申請日以後も事業を継続する意思があること。</p> <p>ア 岡山県地域間幹線系統確保維持計画に記載の系統を運行する乗合バス事業者</p> <p>イ 岡山県内に本社又は営業所を有する乗合バス事業者及び貸切バス事業者</p> <p>(2) 乗合バス事業者にあつては、岡山県内の生活交通の維持のため、市町村等が設置する地域公共交通会議等の要請に応じ、それぞれの地域での議論の場に参画する意思があること。</p> <p>貸切バス事業者にあつては、災害発生時など緊急を要する場合等において、自治体等からの公共的な要請に基づき、地域住民等の輸送への協力を検討する意思があること。</p>
補助事業者	タクシー事業者	<p>同法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（福祉輸送事業限定事業者を除く。）であって、次の各号の全てに該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付申請日において岡山県内に本社又は営業所を有しており、交付申請日以後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(2) 岡山県内の生活交通の維持のため、市町村等が設置する地域公共交通会議等の要請に応じ、それぞれの地域での議論の場に参画する意思があること。</p>
	一般旅客定期航路事業者	<p>海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路（直接県外島しょ部へ運航する航路を除く。又、1週間のうち1日間以上運航する航路に限る。）で同法の適用を受けている者であつて、補助金の交付申請日において岡山県内に本社を有しており、補助金の交付申請日以後も事業を継続する意思がある者</p>
	鉄道事業者	<p>岡山県内の複数の市町村にまたがる路線を運行している第三セクター（地方公共団体が出資を行っている法人）である鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を営業者）であつて、補助金の交付申請日以後も事業を継続する意思がある者</p>